

燕市業務継続計画

平成30年3月 策定



— 目 次 —

第1章 業務継続計画の概要

- 1 業務継続計画策定の目的 1
- 2 業務継続計画における業務の定義 2
- 3 業務継続計画策定の効果 3
- 4 業務継続計画と地域防災計画との関係性 3

第2章 業務継続計画の基本的な考え方

- 1 業務継続計画の基本方針 5
- 2 業務継続計画の適用範囲 6
 - (1) 対象組織
 - (2) 対象期間
- 3 被害状況の想定 6

第3章 非常時優先業務の選定

- 1 非常時優先業務の内容 7
 - (1) 非常時優先業務を開始する目標時間と実施内容
 - (2) 災害対策業務の選定
 - (3) 優先継続業務の選定
- 2 非常時優先業務の遂行 8
 - (1) 非常時優先業務の遂行
 - (2) 災害以外の緊急事態への適用
 - (3) 災害及び緊急事態の規模に応じた柔軟な運用

第4章 業務継続計画のための環境整備

- 1 職員の配備体制 10
- 2 指揮監督権限及び職務代理 10
- 3 執務環境の整備 10
 - (1) 庁舎等
 - (2) 通信手段
 - (3) 情報システム
 - (4) 電力及び燃料
 - (5) 職員の食料・飲料水

第5章 業務継続性向上のための取組

- 1 業務継続能力の向上 15
- 2 教育・訓練の実施 15
- 3 業務継続計画等の見直し 15

第1章 業務継続計画の概要

1 業務継続計画策定の目的

地震や水害をはじめとする自然災害や大規模事故などの危機が発生した場合、市の庁舎など公共施設も被災し、業務に必要な資源（職員、執務スペース、情報システム、ライフライン等）に制約が生ずる可能性がある。まずは、職員及び市民の人命保護を第一優先とし、市はそのような状況下でも、組織として活動できるよう、業務に必要な資源を確保するとともに、危機の発生による被害や損失の拡大を防ぐため、燕市地域防災計画等の計画や災害時初動マニュアルに基づき、応急対応のため業務を実施しなければならない。

また、市は、平時より実施している市民の生命・身体の安全、重要資産の保全など、休止することのできない業務（以下「優先継続業務」という。）も継続して実施しなければならない。

そのために、燕市業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）は、本市が災害時に優先的に実施すべき業務をあらかじめ特定しておくとともに、必要な資源の確保及び配分等の方策を計画として定め、行政機能の継続性の確保と早期の行政機能の回復を図るものとする。

「業務継続計画（BCP）」 「BCP」はBusiness Continuity Planの略称

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引」
内閣府（防災担当）平成28年2月

2 業務継続計画における業務の定義

- 通常業務 市民の暮らしを守り、地域社会を持続可能なものとするため、平常時において市が実施する業務であり、燕市行政組織規則等に定める課等の事務分掌の業務。実務上は、課等の単位でより詳細な事務分担表を定める。
- 災害対策業務 燕市地域防災計画に基づく災害対策本部の組織・運営体制に定める部及び班の業務分担の業務。避難所の開設・運営、救援物資の受入・配布、家屋や宅地の応急的な危険度判定、罹災証明の発行などがあり、対策本部における部や班の単位で実施。1ヶ月以内に実施する業務を非常時優先業務とする。
- 優先継続業務 通常業務のうち、大規模な災害等が発生した場合など必要資源が制約された状況下においても、市民や地域社会への影響度合いを考慮し、行政機能を維持するために市が実施しなければならない業務であり、本計画の対象期間とする1ヶ月以内に再開する必要がある業務とする。優先継続業務は、平常時と同様に課等の単位で実施。
- 非常時優先業務 災害対策業務と優先継続業務を総称するもの。なお、通常業務であっても、市の施設の管理業務は、災害等の発生に伴い施設の被害調査や応急修繕を行うなど、災害対策業務として実施するものがある。このため、通常業務と災害応援業務の関係性について同じ時系列で整理することが重要となる。

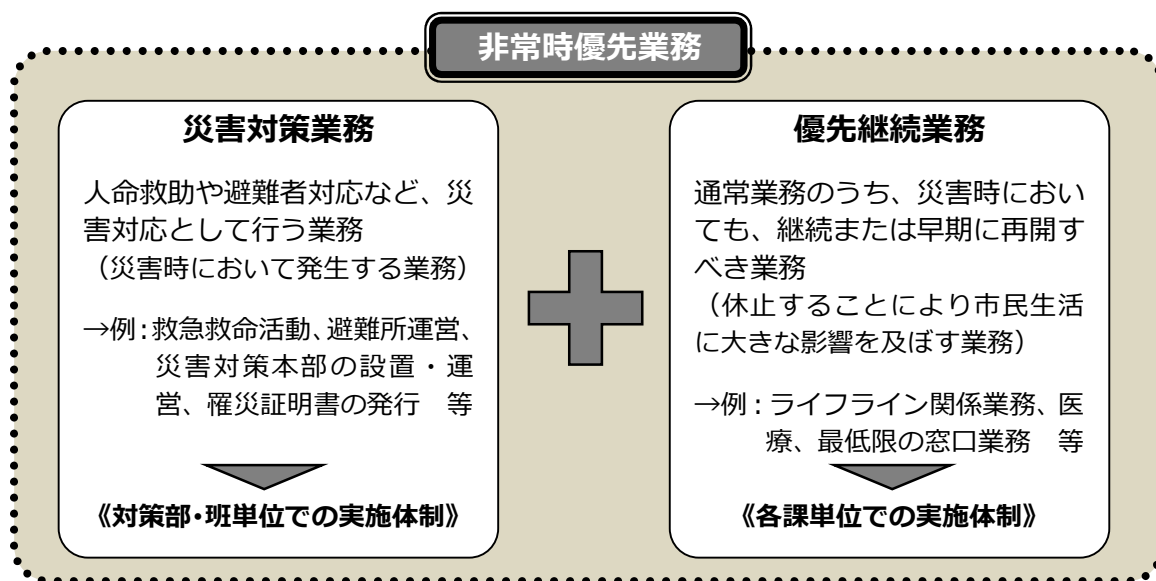
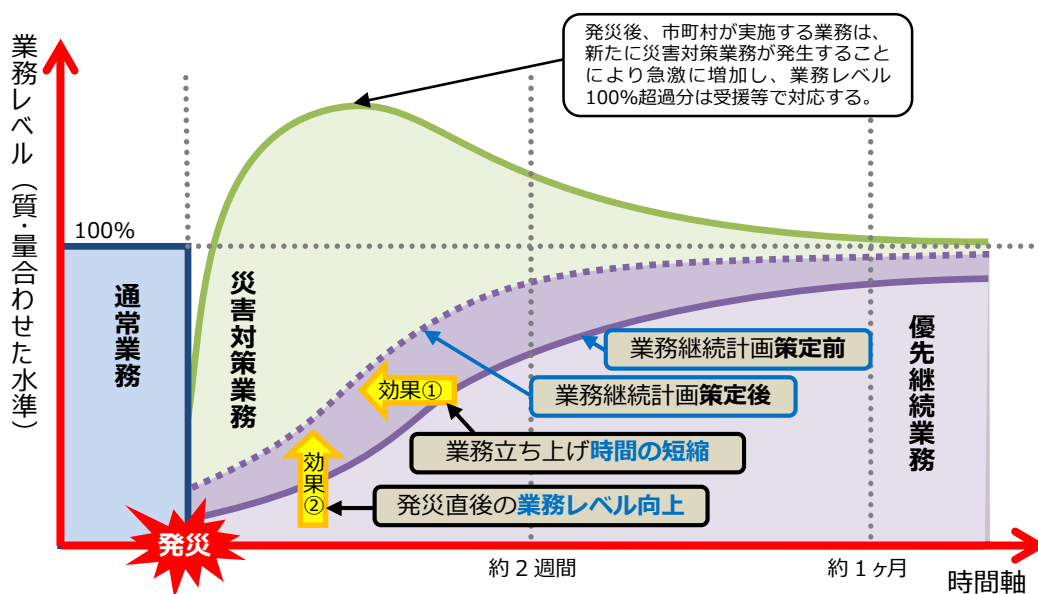


図 非常時優先業務のイメージ

3 業務継続計画策定の効果

業務継続計画は、大規模な災害等の発生により通常業務が停止した場合に、業務停止による市民や地域社会への影響度合いを考慮して、再開する業務の優先順位をあらかじめ定めるものです。また、業務の再開手順、必要資源や代替手順等を整理することにより、通常業務を再開するまでの時間を短縮するとともに、再開する業務の質・量を平常時の状態に可能な限り近づけるものである。

図1 業務継続計画策定に伴う効果の模式図



出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」内閣府（防災担当）平成28年2月 を一部加筆

- 「受援」… 災害時に、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPO やボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用すること
- 「応援」… 災害時に、災害対策基本法や災害時相互応援協定などに基づき、又は自主的に人的・物的資源などを支援・提供すること

出典：「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」
内閣府（防災担当）平成29年3月

4 業務継続計画と地域防災計画との関係性

業務継続計画では、大規模な危機の発生により、庁舎が被災することを前提に、限られた資源の中で、どのような業務をいつまでに実施する必要があるのか、その実現のためには、どのような資源が必要なのか等を整理したものであり、この業務継続計画に基づく業務継続体制を整備することにより、「燕市地域防災計画」等の計画の実行性を確保するものである。

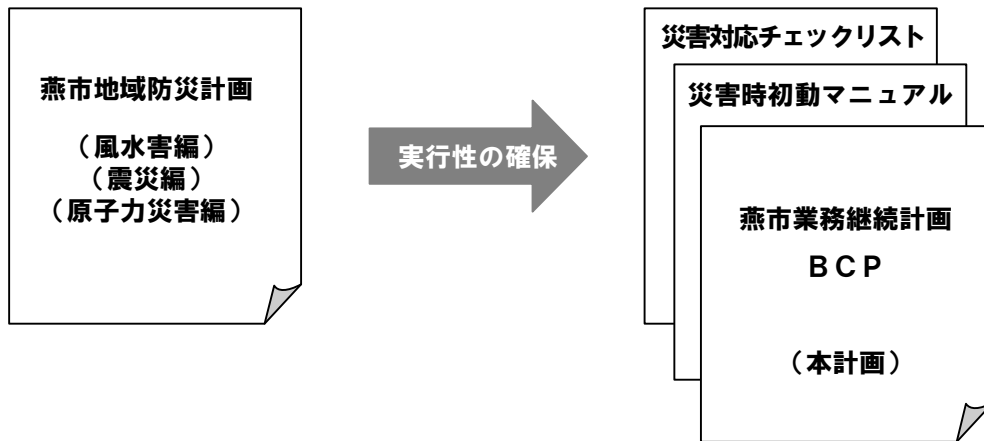


表 1 地域防災計画と業務継続計画の比較

	地域防災計画	業務継続計画
策定主体	燕市防災会議	燕市
計画の趣旨	発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定する計画	発災時に必要な資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画
行政の被災	被災は想定していない	被災により、人的物的資源に制約がある想定
対象業務	予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務	非常時優先業務（災害対策業務、優先度の高い通常業務、優先度の高い復旧業務）
業務開始目標時間	定めてない	非常時優先業務ごとに定める必要がある

第2章 業務継続計画の基本的な考え方

1 業務継続計画の基本方針

燕市は、来るべき大規模災害に備え平時からの業務継続体制の強化及び発災後の非常時優先業務の実施においても、組織全体で意思統一を図り、連携して取り組むことが重要であることから、次のとおり基本方針を定める。

方針① 災害発生時には、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に位置付けられた災害緊急業務に万全を尽くす。

- ・発災後は、市民の生活を守る災害対策業務を最優先に開始する
- ・市民生活に影響の少ない通常業務は積極的に休止する
- ・職員一人ひとりが、災害時に被災者が抱える生活上の悩みを想像・理解し、その上でその対応策となる公的支援情報を確認する

方針② 限られた人的・物的資源に対して、全庁で資源を再分配する。

- ・非常時優先業務を効率的に実施するため、市役所内でマンパワーを再配分する
- ・発災後の限られた人的・物的資源で実施しなければならないことを認識し、また最大限活用するため、あらかじめ非常時優先業務を特定する
- ・発災後は、各所属が被災状況を考慮し、非常時優先業務を時期と範囲とレベルを判断する必要があることを認識する

方針③ 平時から、職員一人ひとりが非常時優先業務の共通認識を行い、災害時に適切に対応できるよう災害対応能力の強化に努める。

- ・職員一人ひとりが、災害時に情報を収集して被害を予見し、その上での適切な判断ができるよう平時から何をすべきかを認識する
- ・いつ発災しても適切な対応が取れるよう、各所属において定期的に訓練を実施することともに、訓練結果を検証のうえ、マニュアルやチェックリストを継続的に見直す
- ・職員は、平時から自分の命と家族の命を守ることを意識して行動する

2 業務継続計画の適用範囲

(1) 対象組織

市長部局、教育委員会、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び水道局

(2) 対象期間

大規模な災害等の発生後、必要資源が著しく不足して混乱する時期を経過し、復旧・復興業務への移行が進むまでの1ヶ月間

3 被害状況の想定

本計画においては、様々な災害や緊急事態に対して柔軟に対応できるものとするため、地域防災計画に基づき「新潟県地震被害想定調査報告書」（平成10年新潟県作成）に記載の被害想定を中心に検討する。

ただし、平成23年3月には発生した東日本大震災、また平成28年4月に発生した熊本地震の例をみても分かるとおり、現実にかかる被害は想定した範囲にとどまることなく、実際の災害やその被害には幅があり、想定を上回る可能性もあることを念頭におく必要がある。

表2 燕市の主な被害想定

	地震	新潟県南西沖 の地震	下越地域 の地震	中越地域 の地震	粟島付近 の地震
条件	規模	M7.7	M7.0	M7.0	M7.5
	市内震度	5弱	6弱	6弱	5弱
	時期(時刻)	冬季(夕方)	冬季(夕方)	冬季(夕方)	冬季(夕方)
	人的被害				
人的被害	死者	0人	3人	1人	0人
	重傷者	2人	28人	18人	4人
	避難者	32人	1,316人	637人	105人
建物被害	全壊大破	0棟	98棟	36棟	0棟
	半壊中破	23棟	713棟	422棟	67棟
ライフライン	断水	1,232世帯	9,253世帯	5,349世帯	1,422世帯
	ガス供給	継続	継続	継続	継続
	停電	0世帯	2,099世帯	2,189世帯	0世帯
	電話支障	0回線	992回線	604回線	0回線

表3 想定する被害イメージ

項目	被害状況
震度	<ul style="list-style-type: none"> ・燕市の東部燕地区のほとんどが震度 6 弱であり、その他の地域でも震度 5 強になると想定。
建物被害・火災	<ul style="list-style-type: none"> ・市施設が使用不能となるような被害は発生しないが、キャビネットの転倒や書籍等の散乱により、片付け等に半日程度要することが想定。 ・震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、エレベーターは安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認のため時間がかかる。 ・建物被害は、全壊・大破が約 100 棟、半壊・中破が約 700 棟と想定されるが、火災は少ないものと想定。
人的被害	<ul style="list-style-type: none"> ・死者が 3 人、重傷者が 30 人ほど。また、軽傷者及び避難者が発生すると想定される。 ・避難者は各地区合わせて約 1,300 名と想定される。
交通施設被害	<ul style="list-style-type: none"> ・道路施設障害による交通支障はないものと想定されるが、倒壊建物やブロック塀等道路沿いの建物や構造物の散乱等により、震度 6 弱以上の地域では交通支障の発生する可能性があり。 ・鉄道は JR 越後線、弥彦線、上越新幹線に運行支障をきたす可能性あり。
ライフライン被害	<ul style="list-style-type: none"> ・都市ガスは安全装置の作動により、震度 5 弱程度以上の揺れを観測した地域で供給が停止。 ・水道の断水率が約 10%と想定されている。断水が 1 週間継続する。 ・停電が約 2,100 世帯と想定される。復旧は 1 週間後。 ・固定電話回線の被害により約 1,000 回線近くで機能支障が起こる。不通が 1 週間継続。 ・携帯電話は大量アクセスによる輻輳が発生し、ほぼ不通。基地局等の非常用電源の燃料が確保できなければ、不通となる可能性もある。また、メールは概ね利用可能ではあるが、大幅な遅延が発生する可能性あり。 ・インターネットは引込管路等での断線により不通となる。
避難所の開設	<ul style="list-style-type: none"> ・約 1,300 名の避難者が発生し、指定避難所（42 箇所）は震度 5 弱以上を観測したことにより自動開設するものと仮定する。

また、近年の研究により日本海東縁部に数箇所の地震空白域が存在することが指摘されており、長岡平野西縁断層帯と呼ばれる断層帯が大河津分水路を横断し存在していることが分かっている。この断層帯が 1 つの区間として活動した場合、断層の西側が東側に対し相対的に隆起する。これにより、大河津分水路が破堤し、市内の大部分で浸水し場所によっては 2 週間程度浸水するところも想定される。

こうしたことから、本計画においては、様々な災害や緊急事態に対して柔軟に対応できるものとするため、地域防災計画の被害想定に加え、結果として業務遂行上の必要資源とされる「庁舎等」、「情報システム」及び「職員」それぞれの制約された状況を想定する。

(1) 庁舎等

災害対策本部が設置される市役所庁舎を始め、職員が執務する建物自体が損壊または浸水し、一部使用不能となる状況を想定する。機能を別の施設に移転して業務を実施する必要があるため、施設の現状を整理するとともに、移転候補先の考え方や対応を検討する。

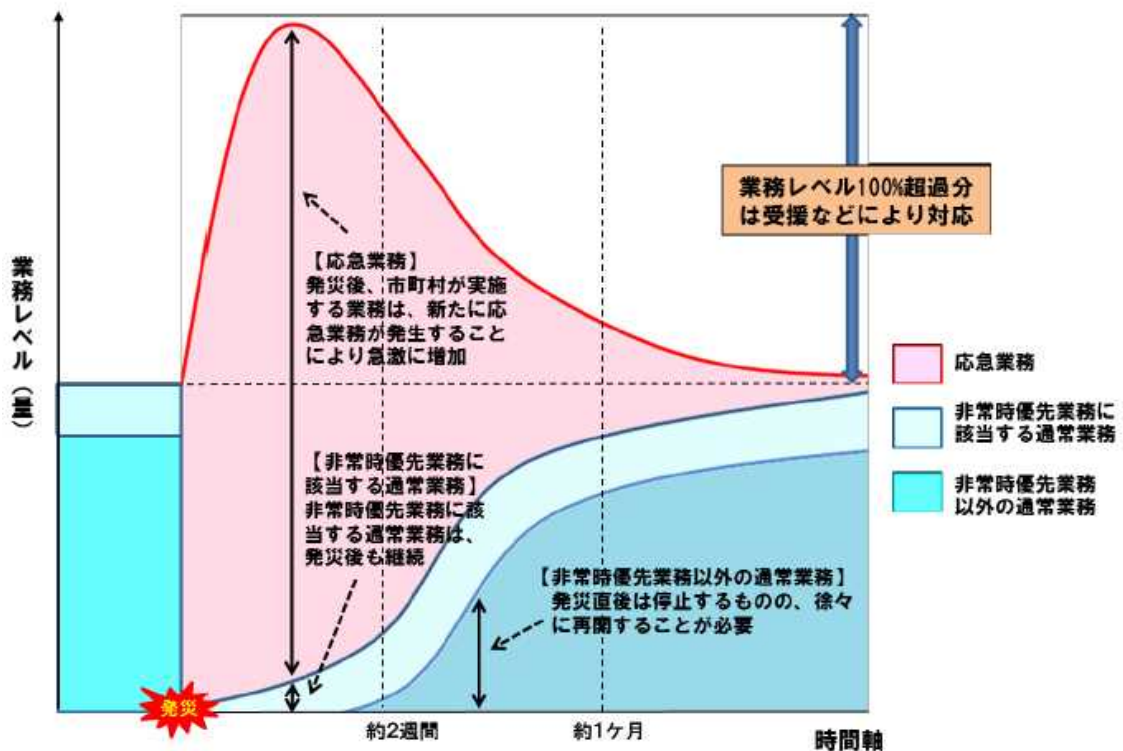
(2) 情報システム

行政情報の保管やサービスを提供するための情報システムが使用不能になる状況を想定する。システムの使用不能時における代替手段や復旧のための対策等について別に定める「燕市 ICT 部門の業務継続計画」により検討する。

(3) 職員

被災により参集できない職員が発生するほか、少なくとも災害等の発生当初は、参集した職員のほぼすべてが災害対応業務に従事し、通常業務に従事する職員は極めて少なくなると想定される。災害する業務を実施するための人員配置を検討する。

図2 発災後に市町村が実施する業務の推移



出典：「市町村のための業務継続計画ガイド」
内閣府（防災担当）平成 27 年 5 月

第3章 非常時優先業務の選定

1 非常時優先業務の内容

災害発生により災害対策本部が設置された場合、被害情報の収集、避難所の設置、道路の復旧等多岐にわたる災害対策業務を同時進行で実施しなければならない。

その一方で通常業務についても、市民への行政サービスとして継続して実施していくことが求められるが、職員自身の被災や施設の損壊等、資源制約がかかる中で、災害対策業務とすべての通常業務を行うことは困難となる。

本計画では、災害時に市として優先的に行わなければならない業務を「非常時優先業務」として選定する。

(1) 非常時優先業務を開始する目標時間と実施内容

災害等の発生時を起点として、時間の経過とともに災害対策業務の内容が変化していくことを踏まえ、業務開始の目標時間を3日以内、1週間以内、1ヶ月以内の各フェーズに区分し、それぞれの区分で実施する業務内容を整理する。

なお、実施の業務開始時期は、災害や緊急事態の内容、発生した季節や時間帯、必要資源の制約状況、災害対応の進捗状況など、様々な要因によって左右されることが予想されるため、この目標時間を目安と捉え、時系列で開始・再開する業務を整理することによって、業務の優先順位を明確にすることが重要となる。

非常時優先業務実施の経過時間別フェーズの考え方

フェーズ1：『市民の命を守る』初動対策期（発災から概ね72時間）

フェーズ2：『日常生活への復帰を進める』 応急対応期（概ね3日～1週間）

フェーズ3：『生活再建に向ける』復旧復興期（概ね1週間～1ヶ月）

(2) 災害対策業務の選定

地域防災計画や災害対応初動マニュアルにおいて、災害種別、業務単位で定められた実施内容を目標時間、対応手順等を考慮し、開始目標時間である発災から3時間、24時間、72時間、1週間、1ヶ月と各フェーズで実施する業務を災害対策本部の各部・班で災害対応チェックリストに整理する。

(3) 優先継続業務の選定

全ての通常業務を対象に、本計画で定めた被害想定を踏まえて、業務停止による市民の生命・生活・財産や行政機能などに及ぼす影響の度合いを分析し、必要性の観点から業務ごとに再開目標時間を設定する。検討過程において、法令等により期限や実施内容が定められている業務に関する過去の災害事例を調べ、猶予や緩和等の措置が講じられているものは、再開目標時間を先送りして整理する。

また、設定した目標時間での業務差異化を実現するため、業務単位に必要な資源、平常時の資源が使用できない場合の代替手段、実施手段の簡素化や業務内容の縮小などについても併せて整理し、課題や今後の対応方向を検討する。

これらの作業に当たっては、全庁に照会し、本計画の被害想定を全職員が共通認識したうえで、自らの業務を改め見直し、実際に業務を担当する職員一人ひとりが想像力を働かせ検討する。

2 非常時優先業務の遂行

(1) 非常時優先業務の遂行

大規模な災害の発生に伴い、本計画の被害想定として定めた事象が発生し庁舎や情報システム等の使用不能な事態が発生した場合、通常業務を一時停止し、非常時優先業務の優先順位に基づいて業務を遂行する。

(2) 災害及び緊急事態の規模に応じた柔軟な運用

必要資源の制約状況が被害想定に至らない場合においても、被害状況に応じて個別に通常業務を一旦停止し、非常時優先業務の実施に移行する。

表4 経過時間ごとの業務開始時期の目安

区分	業務開始・再開目標時間	災害対策業務 ※災害対策本部の班単位での実施体制	優先継続業務 ※各課単位の実施体制	
		主な業務内容		
初動期	3日以内	(3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・救援救助活動の開始 ・避難所の安全確認、開設 ・被害状況の収集 ・市民への情報提供 ・医療救護活動の開始 ・職員の安否確認、参集状況の把握 ・関係機関との連絡調整 ・情報通信の疎通状況確認 	※発災当初は災害対策業務に専念し、不要不急な通常業務は一旦停止
		(24時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活の支援開始 ・応急給水の開始 ・食料及び物資の供給準備 ・仮設トイレの設置 ・広域応援要請 ・協定団体への応援要請 ・建物、公共施設の被害情報収集・報告 ・建物被害調査の準備 ・避難者の状況把握 ・福祉避難所の確保 ・死傷者の捜索 ・要配慮者の避難生活支援 ・ボランティア受け入れ体制の確保 ・公共土木施設等に関する緊急措置 ・し尿及び災害がれき処理の準備 ・学校等の状況の広報・周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生命・安全確保に関する業務(医療対策・健康支援) ・所管施設の安全管理 ・保健衛生、安全衛生に係る重要業務(斎場の運営継続、埋火葬手続き、感染症予防や食中毒対策) ・ライフラインの維持に係る重要業務(浄水場、配水場等の施設の運転・維持管理、下水道終末処理施設の運転・維持管理) ・市役所の最低限の機能維持に係る業務(庁舎・車両の管理、人員配置、秘書業務、情報伝達等) ・窓口業務の一部再開(住民記録、税、福祉、介護、保健に関する証明書発行) <p>()内の内容は、主なものを列挙(以下同じ)</p>
		(72時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・食料及び物資の供給 ・ライフライン、公共施設等に関する応急復旧 ・し尿及び災害がれき処理 ・遺体の安置、火葬 ・応急危険度判定の周知 ・被災者のこころのケア対策 	
応急対応期	一週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・二次災害の防止措置 ・義援金及び義援物資の受け入れ・保管・配分 ・避難所の管理(閉鎖) ・行政職員のこころのケア対策 ・企業等の被害情報収集 ・応急住宅対策 ・罹災証明の発行準備・受付 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉に関する重要業務(児童、母子、妊婦、高齢者、障がい者等の生活支援等)の再開 ・学校教育の再検討 ・住民バス等の運行 	
復旧復興期	1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法等の適用申請事務 ・避難所の統廃合、閉鎖 ・市民の生活再建支援業務 ・融資、貸付その他資金等による支援 ・公共施設等災害復旧対策 ・災害見舞金、義捐金の配布 	※通常業務の再開拡大	

第4章 業務継続のための環境整備

1 職員の配備体制

災害発生時の職員の配備参集基準は、地域防災計画や別途作成している「【暫定版】燕市職員用災害時初動マニュアル」に基づき参集する。

職員の安否や参集可否の確認、参集職員数の集計は、通信障害の発生などを考慮しメール、固定電話、携帯電話などの通信手段、又は参集後の口頭報告等により確認・集計を実施する。

配備体制について、発災当初は避難所運営など重要な災害対策業務の実施にマンパワー不足が見込まれる場合、被災の程度、実施業務の重要度を全市的な視点で考慮し人員計画の立案を行う。また、その計画に基づき各部課をまたいでマンパワーの配分調整（職員の応援・受援）を実施するほか、他市町村への応援要請も合わせて行う。なお、応援職員に際しては必ず前任者との業務引き継ぎを実施する。

2 指揮監督権限及び職務代理

災害対策基本法の規定により、市長が災害対策本部長となり、災害対策本部の事務を総括し、指揮監督を行うこととされている。また、燕市災害対策本部条例において副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

本部長の職務を代理する副本部長の順序を次のとおり定める。



3 執務環境の整備

非常時優先業務を遂行するうえで、市役所庁舎等災害対応の拠点となる施設は、災害時においても通常時と同様の機能を保持しなければならない。

災害対応拠点となる施設等の現状を踏まえたうえで、非常時の業務遂行に必要な執務環境を確保する観点から現状・課題を抽出し対策を検討する。

(1) 庁舎等

【現 状】

職員が執務する建物は、市役所庁舎、市役所燕庁舎のほか公民館や保健センターなどの施設がある。地震対策として、昭和56年以前に建築された特定建築物については、耐震化を進めている。

【被害が発生した場合の対応】

庁舎等への立ち入りの可否を判断するために、管理者は目視等により庁舎等の安全性を確認し、安全が確認されなければ、立ち入りの可否の周知及び制限を実施する。庁舎等の全部又は一部が被災し、安全が確保できない場合は、管理者は被害箇所及び立ち入り制限区域を周知するとともに、安全や業務継続への影響が大きい箇所を優先して、応急復旧を実施する。

災対策本部となる市役所庁舎が被災し、長期的に利用できないと判断される場合は、災害対策本部において、本部長が代替施設への移動を決定する。

表5 災害対策本部及び代替対応拠点候補の情報

施設名	構造	築年	階数	災害種別			
				地震	水害	土砂	原子力
市役所庁舎	RC	H25	地上4階	○	△	○	○
市役所燕庁舎	RC	S53	地上4階、地下1階	○	△	○	○
燕・弥彦総合事務組合 消防本部	RC	H10	地上3階	○	△	○	○

〔構造の凡例〕

RC：鉄筋コンクリート

〔災害種別の凡例〕

地震 ○：新耐震基準又は補強工事済み 水害 △：0.5～3.0の浸水想定
土砂 ○：警戒区域外 原子力 ○：原子力災害対策重点区域外

【今後の対策】

初動対応の拠点、その後の状況に応じた代替施設への移転において、執務環境確保するための備品類や消耗品類の確保・整備の手法を検討する。

(2) 通信手段

【現 状】

災害時は、市の内部及び防災関係機関等との確実な通信体制の確保が非常に重要であり、刻々と変化する情報を把握・共有しなければならない。

また、災害時において、どの通信手段を使用できるかは、災害の種類や通信環境によって異なり、事前に特定することは困難であることから、複数の通信手段を整備している。

表7 非常時の通信手段

通信手段	配備状況							
防災行政無線 (デジタル方式)	同報系	親局	市役所庁舎 (63.02MHz)					
		屋外子局	<table border="0"> <tr> <td>燕地区</td> <td>104局</td> </tr> <tr> <td>吉田地区</td> <td>60局</td> </tr> <tr> <td>分水地区</td> <td>64局</td> </tr> </table>	燕地区	104局	吉田地区	60局	分水地区
	燕地区	104局						
	吉田地区	60局						
	分水地区	64局						
	移動系	統制台	市役所庁舎					
		半固定局	市役所燕庁舎、分水消防署、国上勤労者体育センター、燕・弥彦総合事務組合 各1台					
車載型		市役所庁舎	4台					
携帯型		市役所庁舎	51台					
衛星携帯電話	可搬型	市役所庁舎	2台					
テレビ会議システム	—	市役所庁舎	1台					

【被害が発生した場合の対応】

基本の通信手段である電話、FAX及びメールが使用できない場合の情報連絡は、衛星携帯電話を優先して活用する。また、通信手段の早期復旧に向け、市が管理する関連の設備や情報システムの復旧作業に着手するとともに、通信事業者に対して商用回線優先的な復旧を依頼し、電話、FAX及びメールによる情報連絡体制の確保を進める。

【今後の対策】

平時から、防災行政無線、衛星携帯電話、テレビ会議システムについて操作方法を習熟するため訓練を重ね、非常時での円滑な使用を図る。

(3) 情報システム

【現 状】

情報システムやネットワークなどの情報通信技術（以下「ICT」という。）は、地方公共団体の業務遂行に欠かせないものになっており、災害時においてもICTの復旧作業が、業務継続の是非を左右する。

表8 情報システムの現状と対策

要素	現状と対策
ネットワーク	<ul style="list-style-type: none">・住民基本台帳や税情報などの特に重要な個人情報を取り扱う基幹系ネットワークと情報系ネットワークの2系統で構成。・系統ごとに別通信事業者の回線を利用し、それぞれ二重化するとともに、緊急時は各系統を相互に接続できる仕様とする。
サーバ	<ul style="list-style-type: none">・基幹システムのサーバ等は、免震構造の庁舎内サーバールーム及びデータセンターに設置している。・停電時、安全にシステムを終了させるための装置（無停電電源装置）を備えている。・停電後、復電するまでの間は自家用発電機から電力を供給する。
データ	<ul style="list-style-type: none">・日々バックアップするとともに、特に重要なデータについては、同時被災の可能性が少ない遠隔地にバックアップデータを保管している。
端末（PC）	<ul style="list-style-type: none">・一部の基幹システムは、サーバが使用不能となった場合に備え、緊急時バックアップシステムを保持している。・端末は、故障時等の対応のため予備を保管している。・ノートパソコン等機動性のあるPCの配備も必要、もしくは転用可能な機器を保有する。

【被害が発生した場合の対応】

情報システムの復旧については、燕市ICT部門の業務継続計画及び燕市情報セキュリティポリシーに基づく緊急時対応計画及び各システムの緊急時対応手順により対応する。

建物の損壊によりサーバ室及び室内の情報システムすべてが使用不能となる危機的状況になった場合は、1か月以内に本復旧した状態とするよう復旧対応に当たる。

【今後の対策】

平時よりICTを継続する対策を施し、業務継続体制が発動となった際は、ICTの迅速な復旧に取り組み重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させる。

(4) 電力及び燃料

【現 状】

市役所庁舎を始め代替対応拠点や各公共施設には、非常用発電機が整備されている。

表6 代替対応拠点候補の非常用発電機及び燃料確保状況

施設名	非常用発電機					燃料	
	設置場所	浸水対策	発電能力(kVA)	稼働時間(h)	起動方法	油種	タンク量(L)
市役所庁舎	PH階	○	500	72	自動	灯油	25,000
市役所燕庁舎	1階	×	21.4	15	自動	軽油	100
燕・弥彦総合事務組合 消防本部	1階	×	200	72	自動	軽油	10,000
	1階	×	47.5	72	自動	軽油	390

【被害が発生した場合の対応】

停電が発生した際は、市役所庁舎及び各施設に設置の非常用発電機によって電力を確保する。

また、非常用発電機の稼働時間が設定値以上になる前に、燃料確保を検討する。

【今後の対策】

非常用発電機による電力確保が困難となることが予想された場合は、協定締結先に配備を依頼し、電力供給に努める。

現在、各公共施設において太陽光発電のある施設については、災害時緊急接続の検討を行う。

(5) 職員の食料・飲料水等

【現 状】

職員の食料・飲料水・生活必需品等（以下「食料等」という）については備蓄品目・数量ともに僅かしか備蓄していない。

避難者用とは別に職員用として市役所庁舎に食料・簡易トイレ等の備蓄を以下の表の通り行っている。

表7 市役所庁舎備蓄品

備蓄品目	数量	消費期限	保管場所
食料（ビスケット）	144 食	2022.3	市役所庁舎 4 階倉庫
し尿処理剤	500 袋	2020.9	
寝袋	約 70 袋		市役所庁舎 3 階・4 階中空壁

【被害が発生した場合の対応】

災害時の 1 食目については初動対応中であることが想定されるため、可能な限り職員が家庭又は職場等へ備蓄している食料等を充て、備蓄食料等を確保できない場合は、協定を締結している民間事業所等からの物資供給を手配をする。

【今後の対策】

職員は、家庭において、最低限 3 日分を目安に食料等の備蓄をするとともに、職場において、1食分の食料等を備蓄するよう周知し努める。また、職員の健康を確保するため、交代勤務の実施や睡眠時間・場所の確保、毛布や医療品の備蓄など食料の他に必要となる物資の備蓄についても検討する。

第5章 業務継続性向上のための取組

1 業務継続能力の向上

業務継続体制は、最初から完全に構築できるものではないため、継続的な改善が必要不可欠である。

所属長は、現在の業務執行体制及び執務環境では、目標時間までに業務を実施することが困難と想定される重要業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

2 教育・訓練の実施

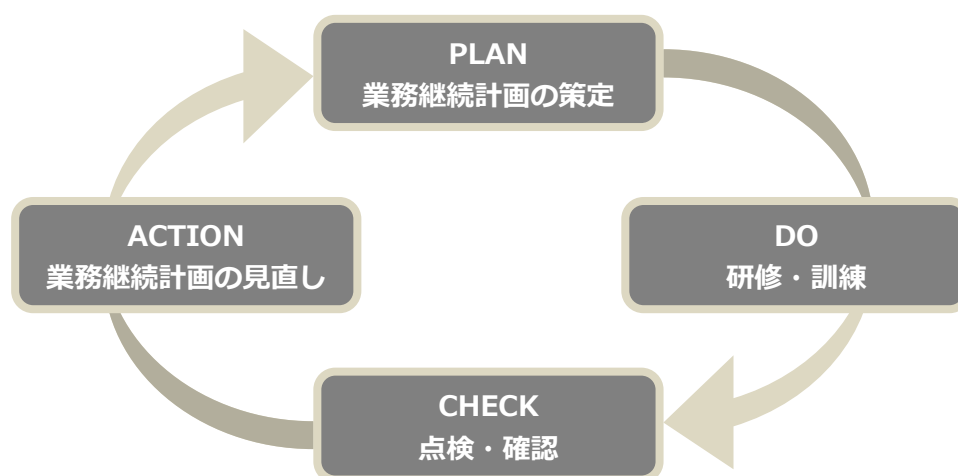
大規模な危機の発生時に、速やかに業務継続体制に移行し、重要業務を実施するためには、各職員がそれぞれ、大規模な危機の発生時の対応を意識し、平時の業務を実施する中で、準備を進めておくことが重要である。

このため、各所属等を通じて職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自らも情報収集し、必要な対策を講じる。

また、大規模な危機の発生に備えた訓練、緊急時持ち出し資料の検討とその準備を実施し、業務継続計画やマニュアル、その対応方法等の実効性を確認する。

3 業務継続計画等の見直し

所属長においては、実効性の確認や訓練等を通じて対策の課題等を洗い出し、是正すべきところを見直し、業務継続方針やマニュアル、その他対応方法等も必要に応じて見直しを行うなど継続的改善を行う。



燕市業務継続計画

策定日：平成 30 年 3 月 28 日 策定

発行者 燕市総務部防災課

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

TEL 0256-92-1111 FAX 0256-92-2112

E-mail tbm-bousai@city.tsubame.lg.jp